

# 入札公告

沖縄県が発注する電気工事士免状交付事務委託について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、以下のとおり公告します。

令和8年3月26日

沖縄県知事 玉城 康裕

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 令和8年度電気工事士免状交付事務委託
- (2) 業務の内容等 電気工事士免状交付事務委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 業務実施場所 仕様書による。
- (4) 業務期間 契約締結日（または令和8年4月15日）から令和9年3月31日まで

## 2 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 法人格を有する者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 沖縄県内に主たる本社（又は本店）若しくは主たる営業所（又は支店）を有し、委託業務を当該本社（営業所）等で行える者であること。
- (9) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に精通した者であること。具体的には、次のいずれかの要件の2以上の項目に該当する者であること。
  - ア 代表者又は従業員が第一種電気工事士免状の交付を受けている者
  - イ 電気工事士の試験に係る業務を行っている者
  - ウ 電気工事士の養成に係る業務を行っている者

- エ 電気工事士の講習に係る業務を行っている者
  - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者
- (10) 仕様書に基づく申請書配付窓口及び申請書受付窓口を設置し、業務に対応できる人員を配置できる者であること。
- (11) 本委託事務を確実に履行できる組織及び人員体制であり、仕様書に基づく業務内容を第三者に請け負わせることなく履行できる者であること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、次の掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
  - イ 登記簿謄本
  - ウ 直近2年分の決算報告書
  - エ 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し、未納がないことを示す納税証明書
  - オ 代表者又は従業者の電気工事士免状の写し若しくは電気工事士の試験、養成又は講習に係る業務の実績を示す書類
  - カ 申請書配付業務を行う窓口を設置する営業所（又は支店）の住所、営業時間及び人員配置予定を示す書類
  - キ 申請受付業務を行う窓口を設置する営業所（又は支店）の住所、営業時間及び人員配置予定を示す書類
- (2) 提出場所  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部産業政策課 エネルギー対策班  
電話番号 098-866-2330
- (3) 提出期間  
令和8年3月26日（木）から令和8年4月6日（月）までの沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで
- (4) 提出方法  
持参又は郵送による（郵送の場合は、簡易書留郵便により、期限必着のこと。）。
- (5) 入札参加資格の確認通知  
令和8年4月7日（火）午後5時までにFAX及び書面にて通知する。
- (6) 参加資格の有効期限  
この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

### 4 入札説明書等の配布

- (1) 期間 この公告の日から令和8年4月6日（月）午後5時までの間（正午から午後1時まで及び県の休日を除く。）
- (2) 場所 3(2)に同じ。

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和8年4月9日(木)午前10時
- (2) 場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁14階 商工労働部会議室  
※入札書は持参により提出すること。郵送による入札書の提出は認めない。

## 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、沖縄県又は沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

## 7 入札保証金に関する書類の提出期限

### (1) 入札保証金の納付を希望する者

令和8年4月6日(月)午前11時までに、入札保証金納付書発行依頼書(様式第2号)を下記に提出すること。なお、様式は入札説明書を参照すること。

### (2) 入札保証金の免除を希望する者

令和8年4月6日(月)午後5時までに、本公告の「6 入札保証金」(1)または(2)の証書または書面を下記に提出すること。

(提出場所)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部産業政策課 エネルギー対策班

## 8 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 入札参加資格のない者のした入札
- イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- エ 入札書の表記金額を訂正した入札
- オ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- カ 入札条件に違反した入札
- キ 連合その他不正の行為があった入札

- (2) 入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

## 9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。但し、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 令和 8 年度予算に係る年度開始前の予算執行手続となることに伴う留意事項

本業務は、令和 8 年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業であり、県議会において令和 8 年度歳入歳出予算予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

## 11 その他

本公告の定めのない事項は、入札説明書のほか、地方自治法施行令、沖縄県財務規則ほか法令例規による。